

青森県告示第六百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中 明戸二	心臓脈管外科に 関する医療	平成二十七年九月十八日

青森県告示第六百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二一〇の二 新井田 則男 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸七六の一 能登 勝男	奥戸区域 漁業協同 組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

青森県告示第六百六十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十七年九月八日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成二十七年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一〇八の三
福田 洋子

公 告

砂利採取業務主任者試験の施行

平成二十七年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成二十七年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 試験の期日及び場所
 - 1 期日 平成二十七年十一月十三日（金）午前十時から正午まで
 - 2 場所 青森市安方一丁目一の一四〇
青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」
- 二 試験科目等
 - 試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。
 - 1 砂利の採取に関する法令
 - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 三 受験願書の受付期間

平成二十七年十月五日(月)から同月二十三日(金)まで(郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とし、直接持参する場合は、前記期間(土・日曜及び祝日を除く。)の午前八時三十分から正午及び午後一時から午後五時までとする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 受験手数料

七千六百円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。また、青森県のホームページからダウンロードすることができる。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十二円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に郵送すること。

受験希望者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年九月十八日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	三田 節夫	三沢市六川目六丁目三三の七	平成二十七年

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 称	代 表 者 名	会 計 責 任 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	年 届 月 日 出
齊藤浄教後援会	工藤 良一	櫻庭 和範	平川市碓ヶ関三笠山八二	平成二十七年九月十八日
岡田たけし同志会	岡田 英	岡田 孝子	八戸市大字長苗代字天狗柳二九の五	平成二十七年九月十八日
ひなた正男政経会	日當 正男	日當 正男	八戸市大字鮫町字西子沢一五の二〇四	平成二十七年九月十八日
高橋一後援会	飛内 賢司	大坂 文夫	むつ市大字田名部字品ノ木三四の二九〇	平成二十七年九月十八日
工藤祥子後援会	大山 松子	工藤 孝夫	むつ市川内町川内三七一の四	平成二十七年九月十八日

高橋修一 沖館地区 後援会 (高瀬 愛博)	日本薬業政治連盟 青森県支部 (高橋 昭次郎)	中山恭子青森後援 会 (渋谷 進)	工藤正孝後援会 (工藤 光幸)	平川重廣後援会 (鈴木 勝利)	岡山義廣後援会 (村上 幸雄)	むつ青空クラブ (手間本 幸路)
会計責任者 工藤 多命男	代表者 高橋 昭次郎	会計責任者 渋谷 進	代表者 工藤 光幸	代表者 鈴木 勝利	代表者 村上 幸雄	会計責任者 新井関 真也
古川 長夫	渡辺 千修	赤平 義則	谷内 竹美	岩間 富雄	白浜 務	新井 克美
二七・一・二〇	二七・八・一	二七・八・二四	二七・八・二〇	二七・八・七	二七・一・一	二七・七・六

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

維新の党衆議院青森県第2選挙区支部	政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
中野渡 詔子	代表者氏名	中野渡 詔子	平成二七・四・三〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
大島一男後援会	工藤 恒夫	平成二七・五・一
下田保夫後援会	佐々木 正男	二七・五・三
中野渡詔子後援会	小山石 義美	二七・四・三〇
みことの会	中野渡 詔子	二七・四・三〇
齋藤浄教後援会	工藤 良一	二七・六・一〇
高橋一後援会	高橋 一	二七・二・三
北谷正則後援会	中野 撃司	二七・五・三
工藤孝夫後援会	大山 松子	二七・六・二七
相坂陸秀後援会	相坂 一	二七・六・六
秋本博後援会	工藤 邦男	二七・五・三
中山恭子青森後援会	渋谷 進	二七・八・二四

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者(代表者)氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期月日
岡田 英	八戸市議会議員	岡田たけし同志会	八戸市大字長苗代字天狗柳二九の五	平成二七・六・三
日當 正男	八戸市議会議員	ひなた正男政経会	八戸市大字鮫町字西子沢一五の二〇四	二七・六・五
菊池 広志	むつ市議会議員	菊池広志むつ政経研究会	むつ市横迎町一丁目一〇七	二七・七・六
原田 敏匡	むつ市議会議員	Discover むつ	むつ市大字田名部字槌川目三三の五	二七・八・二

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
中野渡 詔子	みことの会	平成二七・四・三〇
蝦名 武	蝦武会	二七・二・七

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十七年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を

乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、四三一人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四〇、一八九一人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 七、二〇三人
 - 西津軽郡選挙区 五、八三七人
 - 南津軽郡選挙区 六、六二六人
 - 北津軽郡選挙区 七、九一六人
 - 上北郡選挙区 二七、九五五人
 - 三戸郡選挙区 二〇、三六六人
 - 青森市選挙区 八一、七二二人
 - 弘前市選挙区 四九、六四〇人
 - 八戸市選挙区 六四、八九六人
 - 黒石市選挙区 九、七八四人
 - 五所川原市選挙区 一九、六八六人
 - 十和田市選挙区 一七、五八九人
 - 三沢市選挙区 一〇、八六九人
 - むつ市選挙区 二一、七四〇人
 - つがる市選挙区 九、八三四人
 - 平川市選挙区 二一、一七八人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭